三　規則第三条第一項第二号の規定により選任された電気通信主任技術者に他の都道府県において選任すべき電気通信主任技術者を兼ねさせる場合　総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）第百三十八条第一項に規定する総合通信局（北海道総合通信局を除く。）の管轄区域内又は当該管轄区域と隣接する都府県（沖縄県を除く。以下この項において同じ。）の電気通信主任技術者を兼ねさせる場合であって、次の各号のいずれにも適合する場合

1　当該都府県内に設置された電気通信設備に障害が生じた場合には、予備設備への切り替え等の障害防止のための応急措置が直ちに行われること。

2　当該都府県内に設置された電気通信設備の工事、維持及び運用上必要な事項が、当該都府県の電気通信主任技術者を兼任することとなる者（以下「兼任主任技術者」という。）に容易に連絡できるよう措置されていること。

3　当該都府県内の電気通信設備の巡視、点検及び検査の結果が兼任主任技術者に報告されること。

4　その他、当該都府県内の電気通信設備が兼任主任技術者による監督で支障ないように措置されていること。

附　則

1　この告示は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。

2　昭和六十年郵政省告示第二百三十一号（電気通信主任技術者選任の範囲を定める件）は、廃止する。

○総務省告示第五十号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十九条第二項の規定に基づき、平成十九年総務省告示第六百四十四号（管理規程の細目を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年二月二十六日

総務大臣　原口　一博

本則の表中

六　設計指針及び計画管理	(1)　ソフトウェアの導入時及び更新時の信頼性確保に関すること。 (2)　設備導入前の機能確認に関すること。 (3)　設備の安全・信頼性の基準及び指標に関すること。 (4)　将来の利用動向を考慮した設備計画の策定に関すること。 (5)　障害の極小化対策に関すること。
七　重要通信の確保並びにふくそう発生時の体制及び措置	(1)　緊急通報確保のための保守手順及び利用者等への対応に関すること。 (2)　ふくそう時における通信規制等の実施手順及び体制に関すること。 (3)　ふくそうの拡大防止に関すること。

を

六　設計指針及び計画管理	(1)　ソフトウェアの導入時及び更新時の信頼性確保に関すること。 (2)　設備導入前の機能確認に関すること。 (3)　設備の安全・信頼性の基準及び指標に関すること。 (4)　将来の利用動向を考慮した設備計画の策定に関すること。 (5)　障害の極小化対策に関すること。
七　重要通信の確保並びにふくそう発生時の体制及び措置	(1)　緊急通報確保のための保守手順及び利用者等への対応に関すること。 (2)　ふくそう時における通信規制等の実施手順及び体制に関すること。 (3)　ふくそうの拡大防止に関すること。
八　事業用電気通信設備に関する設計指針及び計画管理	(1)　ソフトウェアの導入時及び更新時の製造業者等との連携を含めた信頼性確保に関すること。 (2)　製造業者等との連携を含めた設備導入前の機能確認に関すること。 (3)　設備の安全・信頼性の基準及び指標に関すること。 (4)　将来の利用動向を考慮した設備計画の策定に関すること。 (5)　障害の極小化対策に関すること。

に改め、五の項を六の項とし、同表四の項中「迅速な原因分析」の下に「、迅速なサービスの復旧及び再発防止」を加え、「製造業者等」を「製造業者等」に改め、同項を同表五の項とし、同表中三の項を四の項とし、二の項を三の項とし、

一　事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する巡視、点検及び検査	(1)　定期的なソフトウェアのリスク分析及び更新に関すること。 (2)　工事実施者と設備運用者による工事実施体制の確認及び工事手順の策定に関すること。 (3)　設備の変更の際にとるべき事項に関すること。

を

一　事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に従事する者に対する教育及び訓練の実施に関すること	(1)　電気通信主任技術者及びその他の技術者のスキルアップのための策定に関すること。
二　事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する巡視、点検及び検査	(1)　定期的なソフトウェアのリスク分析及び更新に関すること。 (2)　工事実施者と設備運用者による工事実施体制の確認及び工事手順の策定に関すること。 (3)　設備の変更の際にとるべき事項に関すること。

に改める。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　電気通信事業者は、この告示の施行の際現に届け出ている管理規程について、この告示の施行の日から三月以内にこの告示による改正後の規定に合致させなければならない。